

「電子申請システムサーバ設備等のリース及び保守業務等(令和8年度～令和13年度)一式」の調達に係る質問等への回答

日本年金機構
システム企画部

項番	仕様書の該当ページ	仕様書の該当項番	照会事項	回答
1	調達仕様書 P4	1.6.2 契約延長(2)	昨今の半導体不足による納期長期化や機器価格高騰といった世界情勢を踏まえ、本案件は電子申請システムにかかる日本年金機構様の事業実現のための確実な納期遵守が最重要事項だと認識しております。納期遵守のため、従来のHW機器の資産をリース会社が保有し日本年金機構様にリース提供する形式ではなく、製品ベンダが資産保有するサーバ・ストレージをサービスとして利用する形式のご提案も可能でしょうか。 また、上記サービス利用型のサーバ・ストレージを採用する場合においても、本調達の契約期間に限定せず延長契約を想定しトータルコストの最適化を図る必要があると認識しています。調達仕様書記載の「延長後の全ての期間において、ハードウェア製品保守経費、ソフトウェア製品保守経費及びシステム運用経費を除く月額のリース料を、本調達のリース料の1/12以下とすること。」と同等の価格で提供することが求められ、サービス利用型機器の利用継続に伴い発生する経費は原契約費用の1/12以下とする認識で相違ないでしょうか。	本システムに必要なとなるハードウェア製品等の要件を満たすように、リース会社及び製品ベンダ等と協議の上、提案願います。 なお、契約期間、保守サポート及び費用等について、仕様書の要件を満たすよう対応願います。
2	調達仕様書 P6	1.6.3留意事項(6)	「市販ソフトウェアの使用許諾権は原則、機構に帰属できる形態で納品すること。」とありますが、賃貸借ではなく買取という理解でよろしいでしょうか。	契約期間満了後にソフトウェア製品の使用許諾権が機構に帰属し、再リース料を不要としソフトウェアを継続利用できる場合、契約形態は問いません。
3	調達仕様書 P23	4.2.3納品方法(1)㉓	「機構が指定する『納品物等確認依頼書』に、受託者の責任者、品質管理責任者及び担当者が押印し、成果物に添付すること。」とありますが、電子化・ペーパーレス化の観点から、当該押印について電子印又は電子的な承認記録による対応を可としていただけないでしょうか。	押印につきまして、電子印による対応を可とします。
4	要件定義書 P13	4.6.2 機能の拡張性	「機能の拡張については、ハードウェア製品及びソフトウェア製品の設定変更又は別途製品を導入することによる対応を想定している。」とあります。契約時に想定しない追加対応の製品費・作業費は、別途費用手当いただける認識でよろしいでしょうか。	別途製品を導入することになった場合については、費用を含む対応について、機構と協議することと致します。
5	要件定義書 P21,49 業務委託契約書(案) P12	4.10.3情報セキュリティ対策要件(4) 4.15.2保守業務の要件 (3)㉔(iii) 第36条	製品サポートについて、要件定義書4.10.3(4)では、システム利用期間(調達仕様書1.6.2の延長期間を含む。)においてサポートが継続される製品を導入し、具体的な製品・技術の選定にあたっては参考資料12「政府情報システムにおけるサポート終了等技術への対応に関する技術レポート」等を参照すること、サポートライフサイクルポリシーが事前に公表されていない製品については後継製品への更新計画を提出すること、後継製品への更新費用は本調達に含むこととされています。また、4.15.2(3)㉔(iii)では、製品のサポート期間終了が避けられない場合、受託者の負担と責任で後続製品への切替又はバージョンアップ対応を行うこととされています。 一方、契約書(案)第36条では、契約締結後の著しい事情の変更や、市場価格の動向・技術革新等により契約金額の変更が必要と認められる場合、協議できる旨が規定されています。 応札時点で製造元から公表されていたサポート方針の変更等、受託者が合理的な製品選定を行っても予見できなかった事情により、後継製品への切替・バージョンアップ等の追加費用が発生する場合には、契約書(案)第36条に基づき、費用を含む対応条件について協議いただける認識でよろしいでしょうか。	「有償サポート契約の締結」、「納品時点における契約期間を満たす製品の選定」等の対応を行ってもなお、製造元の都合によりセキュリティパッチ等の提供が本調達の契約期間内に終了することとなった製品については、受託者、関連事業者及び機構は、後続製品への切替え、バージョンアップ等の対応可否を判断するため、協議を行うこととします。
6	要件定義書 P30,31	表 4.11.3.5 LTO ライブラリ装置 要求仕様 項番2 項番6	閲覧資料「回線イメージ図」を拝見させていただいております。 閲覧資料上、LTOドライブは12本用意することが要件であると明記されていたため、項番2ドライブ数の要求仕様等は12以上ではないでしょうか。 また上記に伴い項番6の媒体は正副各6巻ではないでしょうか。	ご認識のとおり、ドライブ数は12、媒体は正副各6巻となります。
7	要件定義書 38ページ	4.11.7 施設・設備要件	表4.11.7.1「機器要件」において、HUBボックスは耐震措置を講じた上で設置することとされていますが、耐震措置の具体的な施工方法について指定はございますでしょうか。	納品する機器について転倒、移動及び損傷等を防止するための耐震措置を講じて頂きます。 なお、耐震措置の具体的な方法については、協議の上決定いたします。

項番	仕様書の 該当ページ	仕様書の 該当項番	照会事項	回答
8	要件定義書 42ページ	4.11.9 設計及び構築要件	表4.11.9.2「環境設計及び環境構築に係る役務分担」において、物理サーバ(DB)のOS初期インストール及び仮想サーバのゲストOS払い出しがハードウェア納品等事業者主体の作業とされています。 ハードウェア納品等事業者の作業範囲について、OSのインストールまでを指すのか、あるいはシステム開発等事業者が設計したパラメータに基づくOS設定(ホスト名、ネットワーク設定、時刻同期設定等)まで含むのか、ご教示ください。	システム開発等事業者より提供されるパラメーターに基づき、OSインストールを実施願います。 また、OSインストール後、ハードウェア製品が正常に動作するようドライバ等の正常性確認を実施願います。
9	評価基準表	項番2 1.6.2 契約延長	評価基準表No.2「ハードウェア製品及びソフトウェア製品の保守(仕様書の要件を越えた保守延長)」において、A評価「仕様書で定めた契約延長期間を超えて更に1年以上、関連業者への影響がないもしくは軽微であり、仕様書で定めた延長契約時と同じ条件(費用及びSLA)で保守が受けられる。」との記載がございます。 本記載は、仕様書の要件である”製品保守(＝5年間保守)に加えて最大1年の延長(＝6年目保守)”を1年以上超えた7年目以降保守に対する評価だと理解しております。 一方、調達仕様書1.6.2「契約延長」では、ハードウェア製品保守経費、ソフトウェア製品保守経費及びシステム運用経費について「同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること」に加え、「同等のサービスを同額又はそれ以下で提供することが困難な場合は、受託者にてその妥当性を製品ごとに定量的な数値を用いて証明することとし、対応条件及び対応方法等について、協議の上、決定する」との記載があります。 評価基準表No.2のA評価「仕様書で定めた延長契約時と同じ条件(費用及びSLA)」は、調達仕様書1.6.2記載の「同等のサービスを同額又はそれ以下で提供することが困難な場合」を適用し費用及びSLAの条件変更をする場合はA評価対象とならず、本契約期間である5年間の保守費用と同額・同SLAで6年目および7年目以降も保守可能であることが前提との認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおり、延長契約時に同等のサービスを同額又はそれ以下で提供することができない場合、A評価の対象とはなりません。 本契約期間である5年間の保守費用と同額・同SLAで6年目および7年目以降も保守可能であることが前提となります。
10	評価基準表	項番2 1.6.2 契約延長	評価基準表No.2「ハードウェア製品及びソフトウェア製品の保守(仕様書の要件を越えた保守延長)」では、「長期の保守を可能とする期間及び保守条件について、保守の提供が可能であることの根拠と共に記載すること」とされています。 本評価項目は、一部のハードウェア製品又はソフトウェア製品のみが契約延長期間を超えて更に1年以上保守可能な場合に評価されるものではなく、本調達で納品する全てのハードウェア製品及びソフトウェア製品について、評価基準に定める保守条件を満たす場合に評価されるもの、という認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおり、本調達で納品される全てのハードウェア製品及びソフトウェア製品が対象となります。
11	業務委託契約書(案) P2	第7条 動産総合保険 第1項	「丙は、対象機器の価格全額を補填する動産総合保険を第5条に規定するリース及び保守期間中は付保するものとし、乙又は丙がその費用を負担するものとする。」とありますが、価格全額とは「契約当初の調達価格」と「保険事故発生時点の減価償却を加味した資産価値」のどちらを指しておりますか。	契約書に記載のとおり、対象機器の価格全額を補填する動産総合保険を付保することを条件とします。 なお、動産総合保険の付保内容や特約の適用等については、受託者にて必要性の可否を検討のうえ、提案願います。
12	業務委託契約書(案) P2	第7条 動産総合保険 第1項	項番11に関連して、価格全額が「契約当初の調達価格」を指す場合、動産総合保険の特約を付保する必要があります。 特約を適用する認識でよろしいでしょうか。	項番11の回答を参照願います。
13	業務委託契約書(案) P15	第48条 4項 対象機器の返還	「契約期間満了以外の事由により対象機器が返還された場合には、対象機器の評価額を残リース料に充当することができる」とありますが評価額と市場価格は必ずしも一致するものではなく金額の基準が曖昧なものとなると考えております。 貸手側にとってもリスクのあるものと考えているためこちらの条項を削除、もしくは落札後に内容の協議をさせていただけますでしょうか。	契約書に記載のとおりです。
14	業務委託契約書(案) P15	第48条 4項 対象機器の返還	「契約期間満了以外の事由により対象機器が返還された場合には、対象機器の評価額を残リース料に充当することができる。」とありますが、過去契約期間満了以外の事由により、物件を返還されたことはございますか。ある場合、その理由をご教示ください。その他どのようなケースを想定されているかご教示ください。	システム企画部の過去数年間の調達案件においては、過去契約期間満了以外の事由により、物件を返還した実績はございません。
15	業務委託契約書(案) P15	第48条 4項 対象機器の返還	「契約期間満了以外の事由により対象機器が返還された場合には、対象機器の評価額を残リース料に充当することができる。」とありますが、評価額とはどのように算出されるものでしょうか。また、評価額と実際の処分価格に差額が生じた場合、その損害については別途ご対応頂けますでしょうか。	評価額とは減価償却を加味した資産価値を想定しております。 なお、契約期間満了以外の事由とは、受託者に帰責事由がある場合を想定しているため、対応方針について、別途協議することとします。